

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設について
の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照表
目次

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）……………1
○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の
特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）……………9

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百二十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る期間の上限）</p> <p>第二十條の六 法第四十三條の三の三十二第三項に規定する政令で定める期間は、二十年とする。ただし、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉（同条第一項に規定する既設発電用原子炉をいう。以下この条において同じ。）については、五十七年から当該既設発電用原子炉の設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの期間を控除した期間とする。</p> <p>（施設定期検査を受ける再処理施設）</p> <p>第二十八條 法第四十六條の二の三第一項に規定する再処理施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設</p>	<p>（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る期間の上限）</p> <p>第二十條の六 法第四十三條の三の三十一第三項に規定する政令で定める期間は、二十年とする。ただし、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉（同条第一項に規定する既設発電用原子炉をいう。以下この条において同じ。）については、五十七年から当該既設発電用原子炉の設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの期間を控除した期間とする。</p> <p>（施設定期検査を受ける再処理施設）</p> <p>第二十八條 法第四十六條の二の二第一項に規定する再処理施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設</p>

設、計測制御系統施設、廃棄施設並びに放射線管理施設並びに再処理設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。

(届出を受理した場合における通報等)

第六十二条 法第七十一条第六項の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

七 法第十二条の六第八項(法第二十二条の八第三項、第四十三條の三の三十三第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項及び第五十一條の二十五第三項において準用する場合を含む。)又は第十二條の七第九項(法第二十二条の九第五項、第四十三條の三の三十四第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項及び第五十一條の二十六第四項において準用する場合を含む。)の規定による確認(法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の三十四第四項において準用する法第十二條の七第九項の規定による確認にあつては、実用発電用原子炉に係るものに限る。)

八 法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の三十四第四項において準用する法第十二條の七第九項の規定による確認(研究開発段階発電用原子炉に係

設、計測制御系統施設、廃棄施設並びに放射線管理施設並びに再処理設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。

(届出を受理した場合における通報等)

第六十二条 法第七十一条第六項の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

七 法第十二条の六第八項(法第二十二条の八第三項、第四十三條の三の三十二第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項及び第五十一條の二十五第三項において準用する場合を含む。)又は第十二條の七第九項(法第二十二条の九第五項、第四十三條の三の三十三第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項及び第五十一條の二十六第四項において準用する場合を含む。)の規定による確認(法第四十三條の三の三十二第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の三十三第四項において準用する法第十二條の七第九項の規定による確認にあつては、実用発電用原子炉に係るものに限る。)

八 法第四十三條の三の三十二第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の三十三第四項において準用する法第十二條の七第九項の規定による確認(研究開発段階発電用原子炉に係

<p>るものに限る。）</p> <p>2 4 (略)</p> <p>第六十四条 法第七十二条第五項の規定により原子力規制委員会が連絡しなければならない者は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。</p>	<p>一七 (略)</p>	<p>八 製錬施設、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等（以下この条において「製錬施設等」という。）のうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（製錬の事業を行おうとする者、加</p> <p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>
---	---------------	--

<p>るものに限る。）</p> <p>2 4 (略)</p> <p>第六十四条 法第七十二条第五項の規定により原子力規制委員会が連絡しなければならない者は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。</p>	<p>一七 (略)</p>	<p>八 製錬施設、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等（以下この条において「製錬施設等」という。）のうち原子力規制委員会が告示で定めるものに係る製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（製錬の事業を行おうとする者、加</p> <p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>
---	---------------	--

<p>工の事業を行おうとする者、使用済燃料の貯蔵の事業を行おうとする者、再処理の事業を行おうとする者、廃棄の事業を行おうとする者又は核燃料物質を使用しようとする者を含む。第十一号において同じ。）について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合</p>	<p>九 (略)</p>	<p>十 廃棄物埋設施設のうち第八号の告示で定めるものに係る廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第五十一条の十</p>
	<p>(略)</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>

<p>工の事業を行おうとする者、使用済燃料の貯蔵の事業を行おうとする者、再処理の事業を行おうとする者、廃棄の事業を行おうとする者又は核燃料物質を使用しようとする者を含む。第八号において同じ。）について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合</p>	<p>九 (略)</p>	<p>十 廃棄物埋設施設のうち第五号の告示で定めるものに係る廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第五十一条の十</p>
	<p>(略)</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>

<p>九第一項の許可をした場合</p>	<p>十一 製錬施設等であつて第八号に規定するものの以外のものに係る製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合</p>	<p>十二 (略)</p>	<p>十三 廃棄物埋設施設のうち第八号の告示で定めるもの以外のものに係る廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第</p>
	<p>国家公安委員会</p>	<p>(略)</p>	<p>国家公安委員会</p>

<p>九第一項の許可をした場合</p>	<p>十一 製錬施設等であつて第五号に規定するものの以外のものに係る製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合</p>	<p>十二 (略)</p>	<p>十三 廃棄物埋設施設のうち第五号の告示で定めるもの以外のものに係る廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第</p>
	<p>国家公安委員会</p>	<p>(略)</p>	<p>国家公安委員会</p>

四十三	四十二	四十一	四十	九 一～三十 (略)	番号 手数料を納付すべき者	別表第一(第六十五条関係)	五十一條の十九第一項 の許可をした場合	十四～十六 (略)
							法第四十三條の三の三十二第二項の認可を受けようとする者	(略)
法第四十三條の三の三十三第一項の認可を受けようとする者	(略)	法第四十三條の三の三十一第一項の指定を受けようとする者	法第四十三條の三の三十一第一項の型式証明を受けようとする者	(略)	金額			

四十三	四十二	四十一	四十	九 一～三十 (略)	番号 手数料を納付すべき者	別表第一(第六十五条関係)	五十一條の十九第一項 の許可をした場合	十四～十六 (略)
							法第四十三條の三の三十一第二項の認可を受けようとする者	(略)
法第四十三條の三の三十二第二項の認可を受けようとする者	(略)	法第四十三條の三の三十第一項の指定を受けようとする者	法第四十三條の三の二十九第一項の型式証明を受けようとする者	(略)	金額			

五十一	四十六 五十	四十五	四十四	
法第四十三條の二十六の二第一項の型式証明を受けようと	(略)	法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の三十四第四項において準用する法第十條の七第九項の確認を受けようとする者	法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第十二條の六第三項又は法第四十三條の三の三十四第四項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者	二項又は第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けようとする者
九十八万九千三百円(電子)	(略)	(略)	(略)	

	四十六 五十	四十五	四十四	
(新設)	(略)	法第四十三條の三の三十二第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の三十三第四項において準用する法第十二條の七第九項の確認を受けようとする者	法第四十三條の三の三十二第三項において準用する法第十二條の六第三項又は法第四十三條の三の三十三第四項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者	二項又は第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けようとする者
	(略)	(略)	(略)	

六十 九	六十一 ～ 六十 九	法第四十六条の二の三第一項 の施設定期検査を受けようとする者	(略)	(略)	(略)
五十三 ～ 五十九	五十四 ～ 五十九	(略)	(略)	(略)	二十七万五千 百円(電子申 請等による場 合にあつては 、二十七万三 千百円)
五十二	五十三 ～ 五十九	法第四十三条の二十六の三第 一項の指定を受けようとする 者	(略)	(略)	申請等による 場合にあつて は、九十八万 七千二百円)
五十八	五十九 ～ 六十八	法第四十六条の二の二第一項の 施設定期検査を受けようとする 者	(略)	(略)	(新設)
五十七	五十八 ～ 六十八	(略)	(略)	(略)	(略)

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての法の規定の適用）</p> <p>第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）については、法第六十四条の三第一項の認可があった場合には、法の規定（法第四十三条の三の八第一項（法第四十三条の三の五第二項第五号、第九号及び第十号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）及び第四項、第四十三条の三の九から第四十三条の三の十六まで（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）、第四十三条の三の二十四、第四十三条の三の二十七並びに第四十三條の三の二十九（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉、四号炉及び</p>	<p>（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての法の規定の適用）</p> <p>第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）については、法第六十四条の三第一項の認可があった場合には、法の規定（法第四十三条の三の八第一項（法第四十三条の三の五第二項第五号、第九号及び第十号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）及び第四項、第四十三条の三の九から第四十三条の三の十六まで（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）、第四十三条の三の二十四並びに第四十三条の三の二十七の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。</p> <p>この場合において、法第四十三条の三の九第三項第一</p>

び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。
「」の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。」を
適用する。この場合において、法第四十三条の三の九
第三項第一号の規定の適用については、同号中「又は
同条第三項」とあるのは、「同条第三項」と、「届け
出たところ」とあるのは「届け出たところ又は第六十
四条の三第一項若しくは第二項の認可を受けたところ
」とする。

号の規定の適用については、同号中「又は同条第三項
」とあるのは「同条第三項」と、「届け出たところ
」とあるのは「届け出たところ又は第六十四条の三第
一項若しくは第二項の認可を受けたところ」とする。